## 【11月 11日更新】新型コロナウイルス関連情報(第 68 報): MD 州の新たな措置等

●昨日、ホーガン MD 州知事は、州内の感染増加を受け、新たな措置等を発表しました。

昨日(11月10日)、メリーランド州のホーガン知事は、州内の陽性事例が7日間続けて1日1,000件以上を 記録し、陽性率が本年6月以降はじめて5%を超えたことを受けて、新たな措置等を発表しました。主な内容 は以下のとおりです。

1. 飲食店における屋内収容人数の縮小(11月11日午後5時発効)

バー、レストランにおける収容人数を75%から50%に縮小。バー、レストランはこの厳格な収容人数制限を 遵守した上で、着席および距離を確保したサービスのみ提供できる。

◎修正された州知事令

https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/11/E0-11.10.20.pdf

2. COVID-19 勧告の発出(即時発効)

◎COVID-19 Advisory (原文)

<u>https://phpa.health.maryland.gov/Documents/2020.11.10.03\_MDH\_Advisory\_Large\_Gatherings\_Travel\_Long</u> \_Term\_Care\_Visitation.pdf

(1) 屋内集会の制限

全ての州民は、1か所に25人超が集まる公的・私的な集会への出席は控え、可能な限り他者との距離の確保 を実践すべき。

(2)州外旅行の制限

全ての州民は、他州における最近の感染者増加を踏まえ、州外への不要不急の旅行は控えるべき。加えて、以下の措置を取るよう強く勧告。

(注:以下は7月29日付の州外旅行に関する勧告を修正するものです。)

-州外から MD 州に戻る州民および州外からの旅行者は、MD 州到着後速やかに、または、MD 州への出発前 72 時間以内に、COVID-19 の検査を受けるべき。

-州外からの訪問者は MD 州への出発前 72 時間以内に検査を受け、陽性と判明した場合、旅行を中止することを推奨。訪問者は検査結果が判明するまで自宅で待機するか、MD 到着後直ちに自主隔離すべき。

-陽性率が 10%を超える州、または、過去7日間の新規感染者数が10万人当たり20人を超える州を訪問する MD 州民は、検査を受け結果が判明するまで自宅で自主隔離すべき。DC 、VA 州、ペンシルベニア州およびデ ラウェア州はこの勧告の適用外。

-日常的に MD 州を出る/MD 州に入る通勤者について、職場において COVID-19 のスクリーニング手続きが確保されている場合は、自主隔離する必要はない。仕事目的で時折 MD 州を行き来する者は、合理的に実行可能な範囲で上記の自主隔離および検査に関する勧告を遵守すべき。

◎州内検査施設リスト (MD 州)

<u>https://coronavirus.maryland.gov/pages/symptoms-testing</u> ②州別:COVID-19陽性率(CDC) <u>https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#testing\_testsperformed</u> ◎州別:10万人当たりの感染者数(CDC) https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#cases\_casesper100klast7days

(3)介護施設(Nursing home)における感染拡大防止策の徹底

◎介護施設の感染拡大防止に関する知事令(10月27日付)

https://phpa.health.maryland.gov/Documents/2020.10.27.01\_MDH%200rder\_Amended%20Nursing\_Home\_Matter s\_Order.pdf

3. 州政府職員の義務的テレワークへの回帰

必要不可欠な一般向けサービスおよび基幹的な役割を担う職員を除き、全ての州政府機関にテレワークへの移 行を指示。加えて、全てのビジネスに対し、テレワーク拡大の手続きを取るよう強く推奨。

◎詳しくはこちら(プレスリリース)

https://governor.maryland.gov/2020/11/10/governor-hogan-announces-series-of-actions-to-slow-thespread-of-covid-19/

(注)できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局 が提供する情報に依拠してください。

(注)上記のほかにも、連邦・州・地方政府(郡、市など)レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がと られています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれ ていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館 住所:2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A. 電話:202-238-6700 (代表) HP:<u>https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html</u>

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら
<u>https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/covid-19.html</u>
◎領事メールのバックナンバーはこちら
<u>https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/ryoji\_mail.html</u>